

Title	足利時代の日明交通(下)
Sub Title	
Author	宮島, 貞亮(Miyajima, Teisuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.1 (1925. 2) ,p.101- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250200-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

足利時代の日明交通 (下)

第五章 義政時代の日明交通

第十八節 僧允澎、芳貞等の遣明

義政既に足利氏を嗣ぎ尙ほ義成と稱す。是時天龍寺僧徒の請あり。義成之を納れ、絶て久しかりし明國交通を復活せり。

世に今次の交通の動機を義政の驕奢、弊政に歸せしむる俗説あり。此説は非なり。何んとなれば、當時義政は僅に十六歳に過ぎずして、政治は管領其の他に在り。奢侈時代は此の時に非ず。時代を知らざるの論といふといふべし。

寶徳三年（景泰三年）十月允澎を專使、芳貞を綱司とし、表及び方物を齎し渡明せしむ。世に之

を稱して天龍寺船といふ。國書の主意は彼我の交通を切望せしものにして其の辭また卑し。其の表文は左の如し。

日本國王臣源義成。律應東風。懸知好道之君於中國。木入南斗。具瞻殊常之譏驗於當朝。是以傾葵藿之至誠。通鴻鴈之遠信。伏以天明皇帝陛下。化孚有截。澤洽無垠。南桂海。北氷天。西月耀。東日域。同文同軌。相應相求。天才所鑿。無不賓順矣。臣源義成欽承先志。紹知陋邦。守在遐方。專存外衛。屬國多虞有稽職貢。見恕爲幸焉耳。方今以允澎長老爲專使。以僧芳貞爲綱司奉問皇家之安否。兼貢方物之不腆。願蒙嘉澍。仰荷鴻庥。謹奉表之聞。臣源義政誠惶

誠恐。頓首頓首。謹言。

景泰二年歲次辛未秋八月日 日本國王源義成

○善隣國寶記

使僧允澎等は十月二十六日京を辭し二十八日兵庫に着し、十一月九日夜半東風に乗じ兵庫を出帆し、十四日備後尾道に至り、十二月十一日赤間關を通過し、翌享徳元年正月五日博多に着せり。

○允澎入唐記

今次出發すべき遣明船は十艘にして島津氏も亦勘合を領したれども何故か之を辭せしため九艘となり、人員は千二百なり。

○蔭涼軒日録長享三年八月十三日の條

蔭涼軒日録文明十九年五月十九日の條に、

日本國辛未秋渡唐船九艘

- 一號船 天龍寺 二號船 伊勢國 法樂社
- 三號船 天龍寺 四號船 九州探題
- 五號船 九州島津未渡唐六號船 同大友
- 七號船 同大内 八號船 大和州多武峰

九號船 天龍寺枝船 十號船 法樂社枝船

以上十艘

御進物如常。自天龍寺辨之。

とあり。

是に由て此を觀れば、天龍寺の出す所の隻數も多くして、全體の三分の一を占め、法樂社は之に次ぐ。法樂社も亦天龍と關係ある者なれば世に天龍寺船とするは故なきにあらず。但し天龍寺と稱すれども表面は他の遣明船同様將軍の名により遣はされしものなれば將軍の明に贈るべき方物は天龍寺に於て支辨しこれに對する明の答禮物は皆公物として將軍に納め其の他の貨物を寺物とせしなり。蔭涼軒日録文明十九年五月十八日の條に、進物者自寺家辨之。自大唐返物者。皆公物。自餘悉可爲寺物云々。とあるは即ち是なり。尙ほ又如何に枝船（又は副船ともいふ）と稱するも遣明船九艘及び人員千二百は

宣徳初。申定要約。人母過三百。舟母過三艘云々といふ規約に反するなり。蓋し今次の遣明船は中誓遣明以後時を隔つること久しきを以て、斯く多數渡明せしならん。

遣明船は享徳元年（景泰三年）八月博多を起航し志賀島、平戸島、小豆大島等を経、翌享徳二年三月十九日五島に着す。三十日順風あり。午後出帆し、一晝夜六七十里を走り、四月十五日舟山に至り、二十日一號船は未明に浙江を沂り、平明寧波に達す。即ち景泰四年なり。内官陳某賓迎す。允澎、芳貞等は僧瑞訴清啓等を従へ假館に就き、他の各號船は夫々時を異にして寧波に着岸せり。八月六日、衆三百員平明安遠驛を出で規定の驛をすぎ約五十日の後北京に着し、方物及び表を呈す。

○允澎入唐記

當時の狀況は允澎入唐記、皇明實錄に見ゆるを以て次に採録すべし。

通州通洋驛。馬船快船孔船站運糧船等。四來諸船。皆繫于此。

○允澎入唐記、九月廿五日の條

驛丞官出車馬驛驢。日衆各乘之赴京。晚入朝陽門。官人記人員姓名。引達于會同館。

○同書廿六日の條

官命入鴻臚寺習禮帝。習朝參禮。

○同書廿七日の條

朝參。長安街。玉河東堤。玉河西堤。長安門。承天之門。端門。有二象。午門。掖門。左提門。奉天門。見皇帝。官人唱鞠躬。拜起叩頭起平身跪叩頭。快走闕左門。賜宴。々罷。又趨端門。跪叩頭而出。謁禮部院。禮部乃昆梭胡濛年八十余。

○同書廿八日の條

朝參。奉天門見天子。朝儀如前。賜宴闕左門。

○同書十月一日の條

朝參。正使入奉天門。捧表文。綱司以下立中門。聞大鐘鳴。自左掖門入奉天門。跪拜起。叩頭起。自右掖門出。賜宴于闕左門。午後日本貢馬達京。通事廬圓從僧允澎清啓等。始至于館。

○同書二日の條

朝參。天子御奉天門。觀日本進貢馬二十匹。

闕左門賜宴如常。宴罷歸館。給米麵粉酒酪菓子醬柴等。

○同書五日の條

朝參。欽賜正副使段子羅沙四端。絹子六端。

銅子一萬。從僧段子一端。絹子二端。銅子五千。

○同書十二月六日の條

日本國王遣使允澎及都總通事趙文端等來朝。

貢馬及方物賜宴。并綵幣表裏等物。有差。

○皇明實錄景泰四年十一月甲寅(二日)の條

日本國正副使允澎等奏。在昔太祖高皇帝頒賜

下國天龍寺佛前花瓶二。香爐四。龜鶴燭臺各一。

近年被火毀壞。今以舊式進呈。乞賜臣等齋回。

祝延聖壽。命工部造輿。

○同書同月辛未(十九日)の條

享德三年(景泰五年)二月十八日。允澎等は北

京禮部に於て景泰勘合を頒附せられしが禮部の發

せし咨文は次の如し。

大明禮部爲公務事。

今將景泰元年編完日本日字壹號至壹百號勘合壹

百道。本字壹號至壹百號勘合底簿壹扇。付本國

差來專使允澎等齋回外。擬合移咨。照依勘合底

簿內欽定理。欽遵收掌。書填比對。

今後如是進貢方物。毋得濫將硫黃。一概報作附

搭之數。其正貢硫黃。亦不過參萬斤。及差來人

員。務要擇其端謹識達大體執守禮法者前來。

仍將宣德年間頒去來填勘合并底簿。便差人齋激

施行。須至咨者。

右咨日本國。

景泰伍年貳月十八日對同都史李恭

○續日本異稱傳外國書簡

景泰勘合の咨文は斯の如く景泰元年編置の本字

號勘合一百道及び同日字號勘合一百道の底簿一

冊を允澎等に頒附して、本國に齋し回らしめしこ

とを告げ、尙ほ次の勘合貿易船に於て舊宣德合の

殘餘及び底簿を返すべきことを令せるものなり。
果して、然らば何故使節は謹嚴違議の人を擇び遣
すべきことを令せしか。これ論者の叙せんと欲す
るものなり。

臥雲日件錄長祿二年戊寅正月八日の條に

等持寺首座訴咲雲來曰。某渡唐時。持齋四扇
去。一扇以代翰墨全書一部云々。日本大刀價八
百。或一貫者。在彼方則一刀五貫。蓋定價也。

先是回入大明得六萬貫。就中五萬貫。蓋大刀之
報也。一萬貫硫黃之報也。大刀惟朝廷收之。非
余人所賣買。とあり。是を以て當時對明貿易の
利如何に大なりしか察するを得べし。

されば錢を得る事多きを望むより、劣情を露は
し甚しきは暴行をさへ敢てして利益を求むる者あ
りしたために、此の時の通事は二人まで彼地に抑留
せらるゝに至れり。

禮部奏。日本國使臣允澎等。已蒙重賞。展轉

足利時代の日明交通 (宮島)

不行待以禮而不知恤。加以思而不知感。惟肆貪
饕。略無忌憚。治途則擾害軍民。歐打職官。在
館則極楚館夫。不遵禁約。似此小夷。敢爾傲
慢。若不嚴加懲治。何以懾服諸蕃。宜令錦衣術
能幹官員帶領旗校人等。示以威福。催促起程。
如仍違拒。宜正其罪。從之。○皇明實錄景泰五年二月
乙巳(二十四日)の條

朝參奉天門。正使捧表。請益方物給價。

○允澎入唐記景泰五年
二月一日の條

蔭涼軒日錄、寛政二年六月二十四日の條に

大唐滯留趙文瑞通事。可召還之事。景泰五年
甲戌。天龍寺船正使允澎長老渡海之時也。云々
とあるは其の實滯留にあらずして通事院貴玉と共
に抑留せられしなり。

又同日錄長享三年八月十三日の條に

心月云。三十年前。九艘渡唐人數千二百人。
其時日本人多々故。於大唐喧譁出來。云々

とあるは此の間の消息を語るものにあらずして

(105)

一〇五

何ぞ。

今次の遣明船は先例の外に出で、九艘人員千二百人の多きに達し、日明交通史上空前絶後の盛觀を呈せしものにして、云ふまでもなく交通聘問を名として實は貿易を行ひしに外ならず。

今大乘院日記目錄享德二年十二月廿七日の條によれば次の如し。

油黃(疏黃の借字)三十九萬七千五百斤、加進物一萬

斤定。此内二萬三千斤。即申請自帝王給之了。

銅十五萬四千五百斤。簀黃(蘇枋の借字)十萬六千斤。

太刀九千五百振加進物定。長刀四百十七振。ヤリ

五十一。扇千二百五十本。蒔繪物大小六百三十

四色。

一號船四萬三千八百斤。カネ三萬四千二百斤。

二號船七萬七千斤。カネ四千二百斤。

三號船二萬七千斤。カネ一萬四千四百斤。

四號船三萬四千四百斤。カネ二萬二千二百斤。

五號船大内申請不渡三

六號船 九萬二百斤。

カネ一萬五千四百斤。七號船 五萬三千二百斤

カネ一萬八千四百斤。八號船 四萬四千二百斤

カネ三萬二千斤。九號船 二萬三千百斤。

カネ 十號船 一萬一千斤。

カネ一萬三斤。

かくの如く貨物の積載莫大なる數量に上りし故若し明廷にして允澎等の要求に應じて之に永享四年度の例に準じて給價すれば銅錢二十一萬七千三百三十二貫一百文となり、銀の時價を以てすれば二十一萬七千二十三兩有奇となりぬべし。

されば明廷は禮官をして允澎と交渉し、永享六年度の給價例に準じて生紅銅には毎斤、銀六分、蘇枋は毎斤銀七分、硫黃は毎斤銀五分と定價し合して銀三萬四千百九十兩、銅錢を以てすれば三萬四千七百九十貫他に刀劔每把鈔六貫、槍每條二貫、株金銚每個四貫、漆器皿每個六百文硯匣每副

一貫五百文と定價し、通計折鈔絹二百二十九疋。折鈔布四百五十九疋、銅錢五萬一百十八貫に減せんことを主張せり。

使人等之に對し不服を唱へ、永享四年度の例を以て、給價せられんことを禮部に交渉せしも許されざりしもの如し。尙ほ、允澎入唐記によれば使節等寧波に下るの歸途楊州に於て、内官、總兵官等より、硫黃三萬斤、銅子一千二百五十杜を還され、翌日又蘇木并銅子を還されしかど、太監より給價新錢三千萬、絹子五十端を領せしことを記し、杭州府に於ては、太監より給價銚錢三千萬、杭州府より寧波府に至る各地に於て、給價銅錢三萬貫を領せしことを記したれば非常なる利を占めしには相異なるべし。

かくて、允澎は景泰五年二月下旬北京を去り歸朝の途につきしが不幸にして、五月十九日武林驛に於て客死せり。

かくて、使船は六月十三日寧波を開帆、七月十四日長門國赤間關に着岸し十月初旬に兵庫に到着せり。

○允澎入唐記

當時使臣等の齎し歸れる明の國書左の如し。
皇帝勅諭日本國王源義成。惟王聰明賢達。敬天事大。以福一國之人。良用爾嘉。朕恭承天命。嗣登大寶主宰華夷。王又差正副使允澎等。齎捧表文。并以方物來貢。見王之勤誠。茲因使回。特令齎勅諭王。并賜王及妃銀兩綵幣。王共體朕至懷。故諭。

景泰五年正月初九日

○善隣國寶記

當時商人の持ち歸りし貨物には貿易船經營の寺院又は寄深地の守護人より從商人に課する稅即ち今支那に行はるる釐金稅の如きものあり。之を抽分錢といふ。

臥雲日伴錄享德四年正月五日の條に芳瑞西堂の

談に、

去歲入唐船歸。各出抽分。先命諸商定物價。

合出十分一。然可出一貫者減三百。餘可例知也。

此亦寡欲之至也。

又、鹿苑日錄明應八年八月六日の條に、

又金溪和尚日。天龍寺舵歸朝之時。於鹿苑有

抽分也。于時院主則竺雲和尚也。所謂抽分錢者。

荷物日本之直。有博物之人而定其直。以其十分

一納之於寺也。

抽分とは價格の幾分を抽くの意にして、當時大

抵十分の一なりしが如し。

之を要するに今次の遣明は大いて利益を收めし

ものにして、諸家、諸寺をして、遣明を渴望せし

むるに至れり。而して、寶徳以前に於ては、専ら

巨刹、大寺の利に歸せしが寛正以後に於ては、大

内細川兩氏其の利を奪ふて互に、相激争するに至

れり。故に寶徳の遣明は日明交通史上重要なる地

位を占むるものとす。

是行使人中途次の失體無きに非りしかば義政は

康正二年通事廬圓をして、先づ國書を齎し、朝鮮

に遣はし朝鮮を介して、進貢船を發して、前年の

罪を謝せんとの意を明國に通せしめたり。

前略。今差遣廬圓通事。齎不腆之士宜。以修

隣好。萬萬寬恕。爰我國行人。先是。於大明

國。事頗不軌。然而聖恩寬宥。特屈刑章。故及

歸國日。以加囚禁。來歲必聘。專於大明之庭。

揚對天之閔休。仰無前之偉績。進貢方物。以謝

前時之罰。幸不遐。弃焉。伏聞。上國之於大

明。疆域連接聘問交繁。請爲我先容。以通風。

夜之心。亦善于隣者。莫如焉。

○善隣國寶記所收

之に對し明國は天順三年（長祿三年）二月廿八

日を以て國書を朝鮮に下せしが我が國には此の年

の四月十六日に達せり。

勅朝鮮國王李該禮部奏稱。得王咨。有日本國差人盧圓等到國傳言。國王源義政說稱。比先差去進貢使人失禮。蒙朝廷恩宥放回。已將本人科罪。今欲差人赴京謝罪等因。然本國僻在海隅。去京踏寫遠情真偽。難以遙度。必得其實。然後可信。勅至。王即拘集本國來人盧圓等。詳審前項傳說。事情如果真。准令地擇謹厚老成識達大體者。爲使來朝。其通事亦須選委謹慎和禮人員伴送。老嚴加戒約。往來中途。不許生事擾人。若或似前犯法無禮。搶掠財物。欺凌官府。罪必不宥。王其仔細審實。停當而行。毋得忽略。故

○戊子入明記

天順初。其玉源義政。以前使臣獲罪天朝蒙恩宥。欲遣使謝罪。而不敢自達。移書朝鮮王令轉請。朝鮮以聞。廷議勅朝鮮覈實。令擇老成識大體者充使。不得仍前肆擾。既而貢使亦不至。

○明史日本傳

第十九節 僧清啓、桂庵等の遣明

享徳の遣明に大利を獲せしを以て、諸家の競望漸く盛にして使人の還りて幾ならざるに早くも已に次回の遣明に参加を希望する者あり。松浦氏の如き其の一例なり。寛正元年六七月の交に於て遣明使僧の決定あり。尋で天與清啓の上洛となり表及び方物を齎し渡明せしめ、并て書籍及び銅錢を乞はしむるに至れり。

細川右馬殿以狀被申。松浦肥前入道爲僧號一庵。依領内觀音院炎上。而奉望渡唐之類船之事。即御免許也。

○蔭涼軒日錄長祿二年七月十五日の條

御成。伯芳和尚入院。煎點如常也。管領細川殿依不例裁參。遣唐船正使天與正堂。巨座妙増都聞。并東班一人可加之由。以伊勢守被仰出。今日於方丈伺之召増都聞命遣唐使之事。聊且領掌也。

○同書寛正元年六月十七日の條

遣唐使巨座妙增都聞應上命之由披露之。

○同書寬正元年六月二十日の條

渡唐使天與西堂領掌官命。來十六日自信州可有上洛之事披露之。副使本都寺召而可申付之由被仰出。

○同書同年七月十三日の條

其の表に曰く。

黃河北流。一清以生上聖。白日西照。再中以發皇明。既安億兆之心。孰敢二三其德。共惟大明皇帝陛下絕接千載。威加四方。重熙累洽。誕膺昌期。合慶同歡。覃及弊邑。渺茫海角雖不隸版圖中。咫尺天顏猶如在贊轂下。茲遣專使清啓長考。謹捧方物。親闕庭。伏望寬容曲賜省察。謹表以聞。

○善隣國寶記

とあり。此の表は善隣寶記の他者瑞溪周鳳の撰せし所にして善隣國寶記に其の緣由を詳記せり。

今次の遣明船は既に寛正元年二月に渡航船隻數

を三艘と定めしが、此の年に至り、先に遣明使允澎等が齎し歸りたる景泰勘合百道の中第一號より第三號に至る三道を携へて第一號を幕府船とし、第二號を細川船とし、第三號を大内船とし、宣德勘合の殘餘八十四道及び日字勘合底簿一扇を明國に還へせり。

遣唐疎上。被押金印。仍讀踊之。別副未製。又重可被押金印也。金印付龜形。宣德年中自大唐到來勘合昏百枚内。十六枚用之。殘八十四枚。即今可被返也。景泰年中。百枚到來勘合昏。今被遣三枚内。公方。細川右京大夫殿。(勝元)大内。文膳大夫殿。(教弘)此三枚也云々。

○蔭涼軒日錄寬正六年六月十四日の條

東洋和尚正使時者。宣德之勘合也。此時景泰勘合百枚持之歸朝。天與和尚正使時。景泰勘合一二三清之。乃返宣德勘合云々。○同書長享元年十月廿九日の條
宣德日字號。勘合底簿一扇。本寫勘合八十四

道。齋繳還納。書籍銅錢仰之上國。其來久矣。

今求二物伏希奏達。(下略)

天順八年八月十三日

○善隣國寶記中義政ノ明ノ禮部ニ致セル杳文

遣明船三艘となりしは其前年の事態に鑑み、

自ら宣德規約を遵守せざるを得ざるに至りしものなり。其の三艘の内、二艘は大内、細川兩氏に分配せられしことは兩氏の對明貿易の利權爭奪の權衡上、又是已むを得ざるに出でしものなるべし。

蓋し足利氏の財政は始より富裕なるものに非ず。故に貿易經營の資なく、今次の如きは殊に大内氏より千貫文を借りて其の資に充てたり。其の窮狀も亦憐むべからずや。

大内方之御狀。依爲御奉書謹上略之。

就今度唐○船脱事被下御書候。仍商賣物不足之間。可被渡銅候。要脚拾萬疋可有奔走候。歸朝

之時可被返遣之旨被仰出候恐々。

五廿六

一親(伊勢貞親)

大内左京大夫入道殿

○蜷川親元日記寛正六年五月廿七日の條史學雜誌栢原昌三氏論文より採録

御要脚千貫文。自大内入道殿借申之。

以上。太刀銅金種々買之。注文別在之。

○戊子入明記

かくて幕府は船舶貨物の準備のため正使等をして寛正五年六月を以て博多に下らしむることとせり。

○臥雲日件錄寛正五年五月四日の條
○蔭涼軒日錄寛正五年五月廿八日の條

九州下向の命を受けたる正使等は七月八日京都を去ることに豫め定めしも都合により七月下旬京都を去り、博多に向ひ兵庫を出航せり。

○蔭涼軒日錄寛正五年六月廿五日の條
七月四日の條七月十九日の條

遣明船三艘の船名及び石高は、如何といふに蔭涼軒日錄戊子入明記等に據れば始一號船は泉丸と稱し、千二百石にして細川船たり。三號船は寺丸

○戊子入明記

と稱し、千八百石大内船たりしが泉丸は風波に遭ひて、破損し寺丸を以て第一號船に換へたれば別に他船を用ひて三號船としたりしなるべし。其の乗船人員の重なる者は、

正使方	十一人	増都聞	八人
本都寺	八人	松雲軒	八人
高石兵庫助	十人	能土官	四人
總船頭	三人	宗正	一人
三位	一人		

已上五十四人

一、客人衆三十五人

一、公人

柴通事	二人	沈通事	二人
三郎通事	一人	祐祝	一人
宗才	一人	力者	一人
馬飼	一人	以上九人	

全人員百五十人

貢物の外將軍の貨物（所謂公方様御商賣分）は次の如し。

三百文扇子	三百本	二百文扇子	八十本
石王寺硯百	八十面	太刀	五百腰
槍長刀	四十枚	銅	卅五駄
金	三百五貫	硫黃	三百斤

かく多額の貨物が明に於て三倍若しくは四倍となりて本國に齎し歸さるといふ明貿易の利も亦想像するに難からず。而して輸出品の主なるものは右の如く硫黃、銅、太刀、槍、扇子、瑪瑙、蒔繪物、石王寺硯、琥珀、屏風等なるも輸入品の主なるものは銅、錢、紵絲、紗羅、綵絹、布、絲綿、鐵鍋、磁器、古文錢、古名畫、古書、藥材、水銀針等なりき。

正使等は博多に滯留すること一年餘にして、翌寛正六年十月に及び將に秋訊に乗じて開帆せんと

するに當り偶大内、細川の争あり。ために空しく出帆の期を失へり。

翌文正元年（成化三年）二月漸く博多を出帆せ

しが其の十九日、肥前國呼子浦に於て惡風おこり

幕府船細川船は船體を損し、大内船は貨物の大半

を流失せり。○蔭涼軒日録文正元年四月二日の條之がために順風の時

期を失したれば正使以下は小豆島に假泊して、八

月の秋汎を待てり。其の間糧米の支給等に就いて

大内氏の盡力遺憾なき事は、正使より幕府に報告

せられたり。○蔭涼軒日録文正元年五月廿五日の條

かくて使臣等は夫々時を異にして渡明せり。即

ち柱庵は應仁元年（成化三年）以内に二號船居座

壽敬は應仁二年五月に、清啓は遙に後れ同年十一

月に北京に着きしものゝ如し。

予嘗以日域應仁元年。奉使而赴中華。其翌年

在燕都。早朝大明宮。實成化四年戊子之春。享

年四十二也。

○桂菴島隱集

足利時代の日明交通（宮島）

日本國遣使臣居座壽敬等來朝。貢鳥謝恩。賜

宴并袈裟綵段等物。其存留在船通事從人各賞有

差。○皇明實錄、憲宗成化四年五月己巳（十日）の條

日本國王源義政遣使臣清啓等奉表來朝貢馬及

聚扇盃甲刀劔等物。○皇明實錄成化四年十一月甲戌の條

當時明人の通譯中、幼時我が國の海賊に掠せら

れしものあり。而して遣明使中彼と殺傷事件を惹

起せし者あるを思はば其素質を察知するに足るべ

し。

日本國通事林從傑等三人奏。原係浙江寧波等

衛人。幼被倭賊掠。賣與日本爲通事。今隨本國

例臣入貢。將還。乞容便道省察。從之。仍禁其

勿同使臣至家。及私引中國人下番。如違聽有司

活罪。○皇明實錄成化四年六月戊戌の條

日本國使臣麻益二郎於市買物。使酒手刃傷人。

禮部奏其強橫行兇。宜加懲治。上以遠夷免下獄。

付其國正使清啓治之。啓奏欲依臣俗事例處治。

(二三)

一一三

但在禮義之地。不敢妄爲。俟臣還國依法治之。

且引伏不能鈴束罪。上以皆有之。既而所傷者

死。禮部復奏麻益二郎行兇傷人致死。雖免罪。

宜依律追銀十兩。給死者之家埋葬。仍省諭各夷。

使知朝廷寬宥懷柔之意。從之。

○皇明實錄成化五年春正月己卯の條

翌年春清咨等還らんとするに當り、明王は使臣

等を招き宴を催し、彼等に金織衣等物を與へ時に

義政及び其夫人に莫大なる方物を贈れり。

日本國使臣清啓等將還。賜宴及金織衣等物有

差。其回賜特賜國王源義政綵段二十表裏。紗羅

各二十四。錦四段。白金二百兩。王妃綵段十表

裏。紗羅各八匹。錦二段。白金一百兩。并勅諭。

俱付清啓等領回。復遣官伴送。設饌待之出境。

勅諭國主源義政曰。惟王聰明賢達。敬天事大。

以福一國之人。良用爾嘉。朕恭承天命。嗣登大

寶。主宰華夷。王特遣正使清啓等。齎捧表文。

并以馬匹方物來貢。具見王之勤誠。茲因使回。

特令齎勅諭王。并賜王及王妃。其體朕至懷。故諭。
○皇明實錄

一號船二號船は無事寧波を出帆せしも三號船は海上にて風波に遭ひ方物を流失せしたため其の士官玄樹等は明主に哀願し絹一百疋綵段千表裏及び銅錢五百貫得しもの如し。

日本國使臣清啓船凡三號。其一號二號俱已回還。其三號船士官玄樹等奏稱。海上遭風。喪失方物。乞如數給價回國。庶王不見其罪。事下禮部。言。回夷朝貢到京。有物則有償。有貢則有償。若徇其請給價。恐來者倣效捏故希求。查無舊例。難以准給。上曰。方物喪失。本難憑信。

但其國王。效順。可特賜主絹一百匹。綵段十表裏。既而玄樹又奏。乞賜銅錢五千貫。禮部復執奏不與。且欲治其通事閻宗達教誘之罪。宗達本浙江奉化縣人。先年負義逃入海島。今隨使來朝。上曰。玄樹准再興銅錢五百貫。速遣之去。宗達

不必究治。若再交復族其原籍親屬。

○皇明實錄成化五年二月甲午の條

正使清啓等は成化五年（文明元年）北京に於て禮部より憲宗の成化元年編置勘合を頒布せられ齎し歸りしが瀬戸内海の播州方面に於て大内氏に襲はれ貨物及び成化勘合を奪はるゝに至れり。

天與正使成化勘合百枚持之歸朝。雖然亂中之故。自大内方奪取此勘合。

○馱涼軒日錄長享元年十月廿九日の條

終りに此の航海に關する經濟方面の事項を一言せん。

航海の雜用は無論關料は各津港に於て取られしなり。此の外に各賃錢及び雜用あり。二千斛の船にして悉皆の雜用二千六拾五貫文なり。其の詳細の費目は戌子入明記にあり。就中、米代六百二十八貫文なり。船頭賃は三十貫文、人夫四十七人文内雜仕五貫文にて賃金四百六十貫文なり。

第二十節 僧妙茂慶瑜等の遣明

將軍義政勝鬘院造立の意志あり。○蔭涼軒日錄文明十九年六月廿五日の條 然れども財政窮迫せるを以て、亂中に拘はら

ず文明八年四月天龍寺僧妙茂を正使とし慶瑜首座を副使とし表及び馬四匹、散金鞘柄太刀二把、硫黃一萬斤、瑪瑙大小二十塊、貼金屏風三、點漆鞘柄太刀一百把、槍一百把、長刀一百柄、鎧一領、硯一面并匣扇一百把等の方物○善隣國寶記を齎し渡明し錢貨及び書籍を求めしむ。表文は、横川の製せしものにして次の如し。

日本國王臣源義政上表大明皇帝陛下。日照天臨。大明式朝萬國。海涵春育。元化爰及四方。華夏蠻貊歸仁。草木虫魚遂惟。共惟大明皇帝陛下神文聖武。睿知慈仁。皇家一統。車書攸同。弊邑多虞。鼓角未息。禹貢山川之外身在東陬。洛邑天地之中心。馳北闕。茲遣正使妙茂長老副

使慶瑜首座。謹捧方物。親承寵光。冀推丹衷曲賜素察。謹表以聞。臣源義政誠惶誠恐。頓首謹言。

成化十一年乙未秋八月廿八日

日本國王臣源 **義政** —— 日本國王之印

上表

日本國王臣源 **義政** 日本國王印

大明皇帝陛下

謹表

茲に特に別副を擧ぐれば次の如し。

成化五年伏奉制書特頒。今填勘合并底簿等物。

聖恩至重。手足失措。感戴感戴。然聞弊邑搶攘。

所謂給賜等件皆爲盜賊所剽奪。只得使者生還

而已。爰有景泰年間所頒未填勘合請以此爲照

驗也。今後濫行今填勘合者必徒也。罪富誅死。

抑銅錢經亂散失。公庫索然。土瘠民貧。何以賑

施。永樂年間多有此賜。記之。又書籍焚于兵火。蓋一秦也。弊邑所須二物爲急。謹錄奏上。伏望俞客。書目列于左方。

佛祖統記全部 三寶感應錄全部

教乘法數全部 法苑珠林全部

賓退艘全部 兔園策全部

遜齋閑覽全部 類記全部

百川學海全部 北堂書鈔部

石湖集全部 老學菴筆記全部

右咨禮部

成化十一年八月二十八日

日本國

○善隣國實記

今次の遣明船は第一號船は、幕府船第二號船は

勝鬘院船第三號船は、細川船の三艘にして既述の

如く清啓等の齋し歸りたる成化勘合は大内氏に

奪はれしを以て已むを得ず此の航海には景泰勘合

の第四號、第五號、第六號の三道を携へ

○蔭涼軒日錄長享元

年十月二十
九日の條 特に幕府は海上の警固を島津氏に命ぜ
り。○薩藩舊記、而して之より先き此の三船が堺港
に於て準備せられたる事は、左の文書に之を徴す
べし。

琉球國渡海船事。先度被成奉書之處。御請到
來。殊上使取龍首座言上之趣。具以被聞食畢。
所詮於子細者。追被糺明之。堅可有御成敗。至
泉州小島林太郎左衛門尉。堺湯川宣阿小島三郎
左衛門尉船等者就渡唐被仰付之上者。以別儀嚴
密加下知。無其煩可被企彼渡海之由所被仰下也。
仍執達如件。

文明六年九月廿一日

加賀守判

大和守判

島津又三郎殿

○島津文書
史學雜誌栢原氏論文より採録

文明六年八年兩度遣明船を幕府が出せし如く

記せる者あるもこは非なり。文明六年には堺
の商人等に渡明を命せしのみ。渡明は文明八年

一度のみなり。

幕府は文明六年九月、土官性春を朝鮮に遣はし
成化勘合賊に奪はれたため已むを得ず景泰勘合を
携へ航する旨を明國に傳達せんことを請へり。

(前略)。先是捧表文具方物。朝貢大明國。且又
求新勘合之符信。然弊邑適屬軍旅之事。報書并
所求勘合。皆爲盜賊所奪。不一到於此。况其餘
乎。但得使歸國耳。今又以事通信大明。賴有景
泰年中勘合。以此爲驗。或不諭事者。置我於嫌
疑之地耶。竊承。上國之於大明也。封域連接聘
問頻煩。請紹介于我。以此事見告。(下略)

○善隣國實記文明六
年九月遣朝鮮國書

之に對し朝鮮は先きに明に傳達せしことあるを
以て、復た紹介すべき必要な旨を我に復答せ
り。

(前略)。前遣信使。其時劃即回還。想已達貴境。
諭示朝上國請符驗事。頃因盧圓通事傳言。爲達

朝廷。蒙准回報貴國。貢獻已通。不必紹介。且累瀆天朝是懼。惟照領。余冀自玉。不宣。

○續善隣國寶記成化十一年九月 朝鮮國書

かくて妙茂等は、文明八年四月十一日堺港を發

し。○大乘院寺社雜事記拔萃文明八年三月二十八日の條 文明九年（成化十三年）

九月廿七日北京に明主憲宗に謁し、方物及び表を獻せり。明主宴を催し、妙茂等に金襴袈裟綵段等を與へ且義政及び其の夫人に銀兩綵幣を贈れること例の如し。

日本國遣正副使妙茂等來朝。貢馬及方物。賜宴并金襴袈裟綵段等物。仍令齋勅及白金錦段。

回賜其國王及王妃。妙茂又以國王意求佛祖統紀等書。命以法苑珠林與。○皇明實錄成化十三年九月辛卯の條

文明十年（成化十四年）正月。明主は更に妙茂等が請ふ所の銅錢五萬文を與へ二月には國書を交付して回國せしむ。

天下朝觀官陞辭。各賜以勅。賜日本國王錢五

萬文。令其使臣妙茂等賣回。從所請也。

○皇明實錄成化十四年正月辛巳の條

皇帝勅諭日本國王源義政。得奏。本國經亂。

公庫索然。要照永樂年間事例。給賜銅錢賑施等因。事下禮部。查無給賜之例。而使臣妙茂等復懇辭其奏。茲不達王意。特賜銅錢五萬文。付妙茂等領回。至可收用。故諭。○續善隣國寶記成化十四年二月初九日の條

是より前幕府は復た掠奪に逢はんことを慮り、次の如く遣明船警固の旨を島津氏に傳達せり。

就渡唐船之儀。度々被仰畢。仍正使副使以下。在國中至歸朝。諸事無等閑可加扶持候也。

二月二十三日 花押（義尙）

島津又三郎殿へ ○薩藩舊記 史學雜誌 栢原氏論文より採録

かくて妙茂等は同年二月北京を去り南道より十月二十九日京に歸り着けり。

大唐返表并別副。裏黃帟。又裏黃絹。入檜箱。

小而薄赤漆也。年號成化十四年二月初九日。正

使妙茂長老副使慶瑜首座。同高麗返表數通入赤箱。又草案色々。又德有鄰之御印。々々材櫻木。入小箱。無印肉。今日自栖老軒以祥恩藏主見渡之。益之記云。文明十年戊戌十月廿九日。渡唐正使竺芳和尚（妙茂）副使慶瑜首座等回京。同十一月二日兩使詣殿拜臺顏。因獻此返書。并捧方物。同三日隨舊例可置此書於蔭涼軒之命有焉云々。

○蔭涼軒日錄文明十八年五月二十九日の條

第二十一節 僧周璋等の遣明

義政既に政に倦みて、將に大に別莊を東山の淨土寺山に營みて此に老せんと欲し其資無きに苦しむ是に於て又渡唐船の議あり。

唐船勘合（一合船、三合船）今日被龍首（予第）就御山莊。被仰付大内左京大夫。（政弘）雖然申子細。仍被仰龍首座。子細有條々。

○親長記
史學雜誌栢原氏論文より採録

文明十三年正月先づ大内氏に告げて曰く。文明十四年貿易船を渡明せしむるによりて第三號船を與ふべしと、その八月大内氏は之を奉して其命を待てり。

明年自室町殿可被渡唐船由及御沙汰。被仰合大内左京太夫云々。

○大乘院寺社雜事記文明十三年正月廿一日の條
史學雜誌栢原氏論文より採録

大内殿より三號船事御内書御請到來。翌日飯和州方へ被遣之。使淵田

○嵯川親元日記文明十三年八月二十九日の條

然るに、中ころにして大内氏との約を變して龍首座の請に従ひ此の三號船を收め四千貫の納附金を以て、堺港商人に請負はしめ船舶貨物の準備は皆堺港に於てせられたり。

慈照相公（義政）遣一號三號之船。以子璞（周璋）爲正使。二號者内裏船也。甘露寺龍首座所請也。以故一號三號變大内之約。以附之於堺商人。以造船。商人豫約以一艘四千貫之抽分錢爲請也。

歸朝之日。出四千貫并八千貫獻焉。

○鹿苑日錄明應八年八月六日の條
史學雜誌栢原民論文より採録

此船は文明十五年（成化十九年）春堺港を出

發し、相國寺僧周璋を正使として景泰勘合第七

號第八號第九號を携へ ○薩涼軒日錄長享元年
十月廿九日の條 第一號と

第三號との二隻を公方の遣明船とし、第二號船は

甘露寺龍首座の請負ひたる朝廷船とし表及び馬四

匹 ○薩涼軒日錄
（は五匹とす） 撒金鞘柄太刀二把。硫黃一萬斤、

瑪瑙大小二十塊、貼金屏風三副。黒漆鞘柄太刀一

萬把、槍二百柄、長刀一百柄、鎧一領、硯一面并

に匣扇二百把等の方物 ○善隣國實記所載成化
十九年遣明表別副 を齎し明

國に聘し錢貨十萬貫を求めしむ。其の表文左の如

し。

日本國王臣義政言。皇天后土。齊歸中花之風。

甘露慶雲爭獻瑞麥之頌。不承祖宗功業以致社稷

治安。欽惟陛下乃聖乃神。惟文惟武。光輝堯舜

二典。度越漢唐中興。顧其弊邑雖荷國恩。憂在

蕭牆有稽朝貢。布大明於天下。遐邇同仁望長安

於日邊。始終一節。茲遣專使周璋長老。伏捧方

物。親趨闕庭。仰望聖慈。曲察衷素。謹表以

聞。臣源義政誠惶誠恐。頓首頓首謹言。

成化十九年癸卯春三月日

日本國王臣義政

○善隣國實記

かくて堺港出帆の時に當り幕府は例の如く島津
氏に警固を命せり。

渡唐船警固事。日向國中津々浦々。如先々嚴

密可被致其沙汰。嚴不可有遲怠之由所被仰下也。

仍執達如件。

文明十五年四月九日

前大和守花押

下野守花押

島津一族御中

○薩藩舊記

周璋等は翌文明十六年（成化二十年）渡明せり。

成化二十年十一月復貢。

○明史日本傳

成化二十年六月使臣周瑋入貢。勅諭彼王。知會自後宜恪遵宣德中事例也。

○圖書編

翌文明十七年（成化二十一年）二月、明國は制書を發し今後使臣通事は大體を知り、禮法を守る者を遣はし、其の進貢并附搭物件は過多を許さず、只宣德年間の事例に照せて命じたり。

皇帝勅諭日本國王源義政。曩歲暹羅等國差使臣進貢。回還。其通事實人。多守禮法。沿途夾帶船隻。裝載私鹽。收買人口。姦淫汗辱。又爭槍洪鬧。及傷平人。事發。守臣具奏。欲擒拏問罪。朕念係遠人。姑從寬貸。但勅彼國王懲治。今次。王差人來貢。俱以禮。宴賞而回。前頃事情。不可不達王知。今後王差使臣通事等。須擇知大體守禮法者。量帶夷伴。嚴加戒飾。俾其沿途往還。少心安分。毋作非爲。以盡奉使禮。以申納款之忱。其進貢并附搭物件。禮部奏請。以後不許過多。只照宣德年間事例。各樣劔。總不

過三千把。庶彼此兩充勞費。朕已允所請。亦達王知蓋古稱。厚往薄來。又云物薄情厚。以小事大之誠。良不在物也。王其體朕至懷。故諭。

成化二十一年二月十五日

○續善隣國寶記

三月義政及び其の夫人に方物を贈り周瑋等をして歸朝せしめたり。

周瑋は北京を發し歸途に上りしが不幸にして周瑋は五月頃より病を發し七月一日寧波府に於て遷化せり。享年六十餘歲。

○蔭涼軒日錄文明十七年十二月二十四日の條

十二月二十四日に至り、始めて遣明船兩居座より、遣明船五島奈留浦に停船せりとの報あり。此に因りて幕府の評議となり蔭涼軒集證は中國航路を危み先規に従ひ南海路を航せしむべしと議せしも、伊勢貞宗、飯尾元連等は之に反して中國海路に危險なしとして幕議之に決したり。

自兩座嚴西堂松首座方注進狀到來。無爲歸朝。

停舟於肥前奈留浦。(中略)愚竊話堀川殿。曰。歸朝舟先規自南海路推舟。正月末頃可令歸洛之由注進僧申之。愚爲不然也。今自中國歸洛者。之前中後播州四國有大亂。以故兵船上下不斷。若渡唐船過海者。恐兵船觸之歟。二月三月遅々不苦歟。如先規推舟於南海者可歟。非白相公(義政)私語也。堀川殿以愚私語。達臺聽。則相公曰。臺慮與愚同。雖然伊勢守(伊勢)大和守(飯尾)所白。中國海路可爲無爲。可有御任之内白之。然者以其分可成奉書旨命之也。彼注進僧召寄之。中國路無爲歸洛之事。能可致計略之内。可傳臺令之由被仰出也。

○陸涼軒日錄文明十七年十二月二十日の條

當時五島奈留浦は遣明船の航路に於ける重要な地にして我が國より明國に航する最終の港たると共に明國より歸航する最初の港なり。日本風土記に

惟西海道五島開洋。此島又爲秧子塙三島之總

喉。西行至中華。北行至高麗。由此島至中國普陀山。隔海四千里。如得東北順風。五日五夜至普陀山。如風諍寧息。程途有限。如值逆風。卸却蓬帆。任其蕩行。力不可挽。倘不幸遭暴風懷之。復回本國。造舡再行。如不壞船。縱風不便。不過半月有餘。已到中國云々。

とあり。

翌文明十八年四月廿一日義政は遣明船の歸洛遅々たることを喜ばず之に督促を命じ。○陸涼軒日錄文明十八年四月廿九日の條

廿一日 廿九日永帡西堂を九州使節となして發向せしむ。○陸涼軒日錄文明十八年四月廿九日の條

然るに遣明船は五月十二日肥前の平戸を出航し同十三日筑前安威島に至り着岸せり。六月二日更に永帡を促して速に下らしむ。○陸涼軒日錄文明十八年六月一日二日の條

かくして七月四日使船は堺港に着港せり。

唐船赤間關迄到來。歸洛不可有幾程。珍重之

由白之云々。

○陸涼軒日錄文明十八年六月十三日の條

午後謁東府遣明船。今月四日。泉州堺津着岸之由。上使厦屋和尚居座壽嚴西堂光松首座連署注進狀。今晨壽仁岳持來。彼注進狀供台覺。

○蔭涼軒日錄文明十八年七月六日の條

以上は足利中期の外交にして初期の義滿は日本國王と稱したりと雖も、現任將軍に非れば單に明朝を欺きたるのみと稱するを得べきも義教義政に至りては正しく現任の將軍なれば當時我が國に於ける政權の掌握者なり。それが臣某と稱して往來するに至りては、これ我が國の主權者が日本國王と稱して眞實明朝に臣伏せしに均しかるべし。これ吾人の二將軍の卑屈なる行爲を責めざるを得ざる所以なり。

「參考書目」

皇明實錄。明史。蔭涼軒日錄。滿濟准後日記。善隣國寶記。續善隣國寶記。京都將軍家譜。後鑑。大乘院日記目錄。戊子入明記。允澎入唐記。

足利時代の日明交通（宮島）

島隱集。臥雲日件錄。日本風土記。伏敵篇。史學雜誌第三十一編「栢原昌三氏、日明勘合の組織と使行」經濟論叢、第十三卷第二號、「三浦周行氏、中世都市の發達。」

第三編 足利末期（義材以後）

に於ける日明交通

第二十二節 僧壽萱等の遣明

義政既に老死し、義材、義視の子を以て入りて宗家を承け將軍の權勢全く地に墜ち、是より其の廢立往々臣僕の手に出でたり。當時細川、大内兩氏の争日に甚しく、兩國交通の管鍵は殆ど兩氏の争奪となり、今次の遣明の如きも幕府、細川、大内兩氏三角關係をなし、互に暗中飛躍を試みし事遣明船の隻數に對する議論及び遣明使の交渉等蔭涼軒日錄に詳記せる所に因りて知るべし。但蔭涼

軒日録に記する日明交通に關せる資料中其の大半は、此の明應遣明の經過を以て充たされたるを以て、之を詳述せば冗長に失すべく、茲には略述するに止めんと欲す。

當時の交通は主として、寺家興隆の爲にせし者なれば、天龍寺其の餘の寺院は屢次の交通に多くの船舶を出したれども獨り、建仁寺に於ては、未だ其の事あらず。是に於て文明十七年七月二十八日建仁寺より、渡明船發遣の希望ありて、豫め其の意を蔭涼軒集證に通じ、さて翌十八年六月十三日に該寺の住持秋柏和尚等は、遣明船の事に就き一山諸老の連署狀を持ち來れり。然れども是より先に、大内氏の雜掌興文首座の携へ來りし前將軍義政の内書及び幕府の責任者たる伊勢貞宗、飯尾大和守等の内狀數通を示され建仁寺の希望は到底之を達する事の不可能なるを悟り、後遂に諸老合議の末、やむ事を得ずとして、渡明を斷念するに

至れり。

良璞首座來。面之談遣唐船事。蓋爲建仁修造有其望云々。
○蔭涼軒日録文明十七年七月廿八日の條

建仁寺住持秋柏和尚。良璞首座就遣唐船之事。

連署持來。愚云。數日前。大内方雜掌文首座持

御内書案以下數通案來。有白子細云々。仍以彼

案文借兩人之一覽云々。
○同書文明十八年六月十三日の條

今朝横川話云。建仁寺渡唐船事雖相望。諸老

相議辭之之由。去月廿二日天隱和尚相語云々。

○同書文明十八年七月二日の條

集證の秋柏和尚に示せし義政の内書及び伊勢

貞宗、飯尾大和守等の内狀なるものは先に周瑋

等の遣明に際し、大内氏は細川氏の自己の勢力

範圍を侵せしを憤慨し極力幕府に迫りて、獲得

せし者なり。即ち、爾後の日明交通の經營は必

ず大内氏に命ずべしといふ幕府の約に外なら

ず。事蔭涼軒日録、文明十八年五月晦日、六

月十一日の條に詳記せられたり。

此の時、相國寺も亦遣明の希望ありしも遂に建仁寺と同じ運命に到達せり。此に由りて、之を顧れば大内氏の日明交通に於ける勢力の大なりしことを察するに餘り有り。されば細川氏の之に對し抗争するも亦故なきにあらざるを知るべし。

さて遣明に於て常に幕府をして、頭を悩ましむるは使臣の選定なりしが、今次の遣明にも使臣は容易に定まらざりき。

されば長享二年二月二十三日、蔭涼軒集證は伊勢貞宗と謀り、正使仲璋和尚、副使梵初西堂以下居座等諸役を選定し前將軍に上申せしが、○蔭涼軒日録長享二年二月二十三日の條大内氏は、正使仲璋の堺南庄の領主崇壽院主なるを以て己の日明交通上の勢力に障碍あるものとして、彼に反對せり。然るに偶然にも未幾ならずして、仲璋死して後任は俄に定まらず。

延徳二年七月十六日に至りて始めて、慈照院景

徐を以て、正使と内定せしかども、彼も亦容易に命に應せず、遂に翌三年三月三日、細川氏は相國寺僧等恩(天澤)を正使に、同族の僧等縁(葦洲)を副使に推薦せり。
○蔭涼軒日録延徳三年三月三日の條

かくて其月十二日將軍は、之を聽許し翌明應元年六月正使等恩は、將軍に江洲陣中に謁見し尋で七月十九日正使副使は、三井寺に於て將軍より親しく國書を與へられたり。
○蔭涼軒日録延徳三年五月五日、四年六月七日、七月十九日の條

さて、將に發軔せんとするに臨み、明應二年三月九日、細川氏は俄に正副使を罷めて、別人を用ひんことを請ひて、之を許され後任として直ちに鹿苑院僧壽裳を推舉せり。

又、游初軒(葦洲)云。渡唐事自右京兆(細川政元)見留之。就葉室殿。經上意。御免之由有命。同正使亦御免然者以堯夫和尚(壽裳)爲正使。交代可有御伺云々。

返答云々。正使交代書立可賜。可伺云々。

○蔭涼軒日錄明應二年二月九日の條

是に於て其の十三日、正使壽奠は將軍に謁見し改て國書を授與せられたり。

○蔭涼軒日錄明應二年二月十三日の條

抑々、壽奠の等恩に代りて、正使となりしは表面其の病氣のためなりき。されど裏面は、細川政元一個人の便宜のためなるが如し。其は表面俄に尻尾を顯さずと雖も、蔭涼軒交代の事によりて漸く顯はし來れり。其の表面を糊塗して、急に手を下さざる處老獐といふべし。

崇壽院等壽奠座來云。天澤崇壽塔主御點出。

自冬。不例之條。正使事亦白拔之。彼住持事。更不可叶子細也。堅教斟酌。云々。

○蔭涼軒日錄明應二年三月十九日の條

又使船の隻數も最初は第一號船第二號船第三號船の外今一艘を加へて、四艘とし其を相國寺船と

する計畫なりしが、議論ありて相國寺船は停められ、第一號、第二號船を幕府船、第三號船を大内船とする三艘に改められしが、更に細川大内兩氏の暗中飛躍によりて、遂に五艘と定まれり。

○蔭涼軒日錄

使船の隻數使僧の薦任既に畢り、明應二年（弘治六年）春、將軍義材は正使壽奠等をして、表及び馬三匹、撤金鞘柄太刀二把、硫黃一萬斤、碼瑙大小二十塊、金屏風二副、槍二百把、黒漆鞘柄太刀一百把、長刀一百柄、鎧一領、硯一并匣文台。扇一百柄等の方物。蔭涼軒日錄延徳四年二月六日の條を携へ渡明せしめ三月十一日堺港を出帆したり。そもくこの五艘の遣明船は將軍船一艘、細川大内兩氏各二艘にして、細川船は景泰勘合第十號、第十一號を携へ、將軍船は景泰勘合第十二號を携へ、大内船は成化勘合第三號、第四號を携へたる者なりき。

○蔭涼軒日錄

されど四月、細川政元、其の主義材を廢し義政の弟の子、義遐を立て將軍とせしかば、使船を呼び回へし、更に使船の數と表文の名とを改めしもの如し。

此の時の表文諸書に見えざれども、正式使臣として之を迎へたることを明人の書に別に議論なければ、表文を持ち往きしこと、明にして皇明實錄に日本國王源義高（義高は義遐將軍となりて後の改名にして、後更に義澄と改む）と見ゆれば、表文は義材の名を義高と書換へられしことを知られ、又鹿苑日録明應八年十二月廿三日の條に、景泰勘合八十七張、減十三張者也とあるに據れば更に使船一艘を加へて、景泰勘合第十三號を持ち往かしめしことも亦推測するに難からず。當時細川氏は將軍の廢立をさへ敢てするの勢なれば、此等の專斷も容易に爲し得しならん。されば是れ細川氏大得意の時なり。

かゝれば出帆は大いに遅延して、明應四年（弘治八年）の秋渡明せしなるべし。翌明應五年（弘治九年）三月に明主孝宗に謁し、表及び方物を呈せり。

日本國王源義高遣正副使壽蕘等來貢。回賜王及王妃錦段白金等物。賜壽蕘等宴并綵段等物如例。

○皇明實錄弘治九年閏三月丁巳の條

此の遣明船は、明應五年秋弘治勘合一百道及び底簿一扇を齎して歸りしもの如く。○壬申入明記其等は、景泰勘合の殘餘と共に、此の後幕府に藏せられし事、鹿苑日録明應八年八月十九日、十月十日の條にあり。

第二十三節 僧桂悟光堯等の遣明

相國寺の諸老は前に遣明船を請て得ず。而るに今は相國寺を創建せし鹿苑相公義滿の百年忌永正四年に迫れるを以て、其の資を得んがために、更

に使船の一を得んと欲し明應七年より八年に亘り大いに運動せしも、此の頃に至りては、遣明は權門勢家の爭奪する所となりて、寺家興隆の目的は殆ど顧みられざるに至りしかば終に、成功を得ざりき。

此の間細川大内兩氏互に激争せしこと例の如くにして、其の結果、大内氏は第一號船、第三號船細川氏は第二號船を各々使用することゝなれり。

初め正使は相國寺の泰甫和尚選定せられしも、相國寺船渡明すること能はざるに至りて罷免せられ、東福寺僧桂悟(了菴)其の後任となり、將軍の財政は窮乏せるが故に進物の調達も大内氏の掌中に歸し大内氏の勢、細川氏を壓するに至れり。

○鹿苑日録、史學雜誌栢原昌三氏論文より採録

是に於て細川氏は、其の對抗上更に一道の勘合を請ひ得て、先じて宋素卿をして、渡明せしめたり。

○壬申入明記、史學雜誌栢原氏論文より採録

宋素卿は、鄞(寧波)人朱縞なり。逃れて日本に入り、細川氏の用ふるところとなり、今次特に名を更へ細川氏のと使となり渡明せしなり。

○菅霞草。史學雜誌栢原氏論文より採録

永正三年正使桂悟は將軍義澄の遣明表を携へ堺港に下れり。

日本國王臣源義澄言。一人之上。皇天之下。

日月照臨。三韓之外。萬國之西。夏夷來服。乃知安遠安近。復觀重光重輝。故號大明。所貴同軌。欽惟陛下不承鴻業。益同慶基。在古巢燧執鞭。於今唐虞按轡。殊功累德。歸乎神聖。行慶推思。及乎陋邦。迢遞燕京。問行李往來信。渺茫洋海。通朝宗夙夜心。茲差正使桂悟長老副使光堯西堂。親趨闕庭。伏捧方物。爲是具表以聞。臣源義澄誠惶誠恐頓首々々謹言。

弘治十九年丙寅正月十一日

日本國王臣源義澄

遣明表の日附明に、弘治十九年（永正三年）正月十一日なれば、其の頃國書を領し幾何もなく堺港に下りしは勿論なるべし。

さて堺港に滞在すること殆半歳にして、其の十一月住吉を出帆して、兵庫港に寄港し尋で、大内氏の山口に到れり。

自桂陽喝食許有狀。去十七日自住吉至尼崎。

十八日乗船。着兵庫福嚴寺云々。

能緣自防州上洛。東堂喝食無恙云々。書狀等

一見。自愛云々。

○實隆公記史學雜誌
原氏論文より採録

其の發せんとする時相國寺の學僧景徐周麟詩を贈り、以て之を餞せり。曰く。

表贈了菴和尚入大明國詩并序

惠日了菴大禪師奉使大明國。抑禪師德望之重。

位師表之尊。而齡踰八耄者三。而選以充之。蓋

旌皇明使命不可急也。於是乎。禪師矍鑠示以可

用。亦行化之一端也。禪師居于惠日也。萬袖隨

其指揮。業規肅爾。而殿堂廊廡。一有疎漏。即

修治焉。以故隆樓傑閣。萬瓦翼々。吾國千億代

之眉目也。非惟一門被其福澤。而都下諸刹。一

律嚮風焉。實五山大老也。竊意。禪師道契佛祖。

行服幽顯。今持節以往。海若護船。祥風送颿。

巨浸萬里。跬步可至。有何難哉。一朝着岸之日。

彼地面諸官。胥率以迎。次第歷南台。以達天子

之都。稱觀國賓者。可想矣。然即蜜贊聖化。導

暢德意。上下悅從。不虛於吾所選者信然乎。仍

告之曰。杭之徑塢有先圓照遺躅。乃祖所隨侍。

意得大法以歸國。國人誕蒙法施。禪師爲其的骨。

親禮其塔。孰不歆羨乎。予忝同出自。少師十六。

然而蒲柳弱質。不克自持。豈得有鯨波壯游之志

乎。而師倔強。將不愧干意哉。而復有所感。叢

林日々下衰。天留一老。以支焉。然亦有此行。

不能無換袂之情。爲之奈何。自謂服藥忍生。以

待其歸而已矣。小詩一章粗述卑臆伏乞采納。

送了庵和尚入大明國。

前輩凋零莫甚今。眼看秋已屬祇林。

曉風入夢奉天殿。殘月長庚夜々心。

○翰林蒞集。史學雜誌
栢原氏論文より採録

翰蒞蘆集に桂悟が次韻の詩並に贈堆雲和尚と題

する文中に船防城に留まること、丙寅の年より戊

辰に至り未だ其の纜を解かずとありて丙寅は永正

三年戊辰は永正五年なり。果して然らば此の遣明

船は三年に涉りて、周防に留りしなり。何故に空

しく三年間逗留せしか。此には大いに子細あり。

細川政元子なし。永正四年六月繼嗣争によりて

政元其の臣香西元繼等のために、弑せられ其の八

月元繼又誅せられたれども、義澄本と政元に立て

られし人なれば政元死して將軍自主の力無く、明

年大内義興舊將軍義植（義材）を奉じて京師に入

り、義澄近江に走る。此の如き争亂によりて桂悟

は發することを得ざりしなり。

されば舊將軍の名によりて、新將軍の使となる

は事體奇怪なるものなれば、桂悟は京師に上申し

て正使を辭せんことを懇請せしが之を許されざり

き。

自東福寺。本寺維那諱藏主云々携寺家連署來。

了庵和尚辭正使。可上洛之由也。可伺公武時宜

之由被命之間。以事次申入之處。以勅書有被仰

下旨。則又愚存旨申入之。別注之。

○實隆公記、永正七年
十一月二十四日の條

正使上洛事。上意難被仰出之由。今日有御返事。

○同十二月十一日の條

在重朝臣來。正使間事。上意可令直談義興朝

臣之由也。仍以彼朝臣今日申遣之。○同十三日の條

在重朝臣來。昨日返答越申之。所詮不許而已。

以書狀可申所返事。可令申立岳之由演說了。

○同十四日條

了庵和尚抑留事。不可叶之由。義興朝臣返狀。
今日遣東福寺了。

○同廿日の條

是に於て桂悟等は已むを得ず永正六年五月赤間
關に下り、翌七年正月十一日博多を出帆し大洋に
向ひしも、渡明の期節にあらざるを以て、忽ち逆
風に遇ひ、博多に歸り來り、更に開洋の期を待て
り。

自周防山口書狀到來。了庵五月一日被越赤間
關云々。陽子當月二日可赴彼關之由有狀。

○同六年六月十日の條

佐首座書狀自赤間關到來。○同閏八月十一日の條

抑唐船去月十一日已出津注進云々。義興朝臣
相告之。自愛也。

○同七年二月九日の條

渡唐船近々可有出津之由注進到着。可然目
出候。來朝待入之狀如件。

二月廿六日 ○永正七年 判 ○大内義興

矢田治部丞殿

○萩藩閩閩録、史學雜誌
栢原氏論文より採録

足利時代の日明交通 (宮島)

此の時將軍は例の如く左の警固命令を島津氏に
下せり。

渡唐船之事致警固。於自然儀ハ無疎略ハ可
爲神妙。仍太刀一振刀一腰遣之候。巨細猶大
内左京大夫可申候也。

十月十日

島津陸奥守とのへ

○薩藩舊記、史學雜誌
栢原氏論文より採録

かくて桂悟等は翌八年春汛の期に至りて、始て
渡明せり。

此の如く、桂悟が遅々たる間に、宋素卿の乗れ
る細川船は細川氏の領海たる南海路より永正六年
(正徳四年)寧波に入港し○壬申入明記桂悟等三船の
往き着かざる中に貿易を終へ宋素卿は殊に飛魚服
を得て歸れり。

正徳五年(永正七年)春。其玉源義澄遣使臣宋
素卿來貢。時劉瑾竊柄納其黃金千兩。賜飛魚服。

前所未有也。素卿鄞縣朱氏子。名縞。幼習歌唱。倭使見悅之。而縞叔澄負其直。因以縞償。至是充正使。至蘇州。澄與相見。後事覺。法當死。劉瑾庇之。謂澄已自首。并獲免。○明史日本傳

日本國王源義澄遣使臣宋素卿來貢。賜宴給賞有差。素卿私瑾黃金千兩。得飛魚服。陪臣賜飛魚。前所未有也。○皇明實錄正德五年二月乙丑の條

(此處脫文あるべし) 日本國使臣湯四五郎逃去。國王寵愛之。納爲婿。官至綱司。易今名。至是充正來來。族人尙識其狀貌。每伺隙以私語通。素卿輒以金銀餽之。鄉人發其事。守臣以聞。下禮部議。素卿以中國之民。潛從外夷。法當究治。但既爲使臣。若拘留禁制。恐失外夷來貢之心。致生他隙。宜諭德遺之還國。若素卿在彼。反覆生事。當族誅之。仍行鎮巡等官。以後進貢夷使。宜詳加譯審。毋致前弊。從之。

○皇明實錄正德五年三月庚子の條

永正八年(正德六年)九月、斯くともしらず桂悟等は寧波に着岸せり。而るに明に於ては、明應五年(弘治九年)の規定により五十人のみを上京せしめんとせしかば桂悟等驚きて書を呈し、全員杭州に赴かんことを請へり。其の文に曰く。

日本國差來使臣桂悟謹呈。悟等從人及商衆。歷歲月凌風波遠來。直欲拜帝國之壯麗。且得京城貨物也。然今起身唯五十人。故悉相聚議。皆有忿戾。悟等取禍之端。願垂憐容。從使二百九十二人。同日赴杭州。則得慰衆人之誼譁。否則必致紛爭。不虞之事。悟等雖堅制之。彼不肯聽之。則補害不得也。憐察惟幸。

正德六年九月 日 正使 桂 悟

副使 光 堯

居座 光 悅

土官 宗 棟

通事 沈 運

○壬申入明記、史學雜誌
栢原氏論文より採録

されど此の書面は願意徹底せずして止みしもの
如し。これ明朝は使臣等の途中に於て事變を醸
さんことを恐れしものに外ならず。

かくて又桂悟等は杭州に赴き、杭州布政司と刀
價問題につき争ひし時も布政司は宋素卿の細川船
に與へし給價を以て標準とせんと主張せしかば、
桂悟は之に對し、宋素卿は正使にあらず、密に南
海より航せし私使に過ぎすと抗議し、明應年度の
如く一刀千八百文を以て、給價せんことを請ひし
も布政司は明廷の命により、斷じて三百文説を主
張せしを以て、竟に次の如く半ば威嚇的に出でし
ため僅に其の請を容るゝに至れり。

先時。上國重我國王有能滅海寇之功。優寵之
盛莫可言。姑舉近年例以言之。(中略)或者上國
嫌厭往來之繁。一旦棄小國積世禁賊之功。欲顯
拒絶之意。變例如此。則恐失我國王之心廢職貢

之事。他日海寇聞風復集。其罪誰當。伏願奏達
神聖皇帝。垂堯舜之仁。宥萬死之罪。賜復舊規。
一則可釋使臣之死。二則可使國王世々稱臣奉貢
不絶。如或舊例不復。是決欲絶貢事也。三千刀
價則一文不敢收。洋々而去。

○壬申入明記

元來明國に於ては、彼國に輸入せる日本刀は私
人の賣買を禁ずる所なりしを以て
○臥雲日件錄長祿二
年正月八日の條
我輸入刀劍は悉く朗廷の買收する所たり。されば
其の刀價問題に付き、常に争議おこりしなり。

果して、然らば從來輸出せし太刀の數及び價格
如何といふに、寶徳三年には太刀九千五百把(一
刀五千文)寛正六年には三萬餘把(一刀三千文)
文明八年には七千把(一刀三千文)同十五年には
三萬七千把(一刀三千文)是時、三千把に制限せ
られたれども明應二年には七千把(一刀千八百文)
永正八年には、八千把(一刀千八百文)を輸出せ
り。

○壬申入明記

かく多數の輸入を見たる明人の價格の減せんことを望むは怪しむに足らず。

かくて桂悟等は北京に赴かんと欲せしも明廷は山東直隸兩省の間盜賊充斥の故を以て、南京の地方官に命じ所在に於て、宴賞を行ひ上京せしめざりき。

日本國王義澄遣使。貢馬匹盔鎧太刀諸方物。

浙江守臣奏。今山東直隸盜賊充斥。恐夷使遇之爲所得。請以所貢暫貯布政司庫。其表文。禮兵二部會議。請勅南京守備官即所在如例宴賞遣回。從之。仍令附進方物。亦給全價。母阻遠人效順之意。

○皇明實錄正德七年二月癸卯の條

桂悟等空しく寧波にあり。其の歸國に臨み、彼の國諸儒其の去るを惜しみ、詩を作り之を餞し、王守仁其の序を作れり。

送日東正使了菴和尚歸國序。

世之惡奔競而厭煩挈者。多遜而之釋焉。爲釋

有道。不日清乎。撓而不濁。不日潔乎。狎而不染。故必息慮以澆塵。獨行以離偶。斯爲不詭於其道也。苟不如是。則雖皓其髮。緇其衣。梵其書。亦逃租絲而已耳。樂縱誕而已耳。其於道如何耶。今有日本正使堆雲桂悟字了菴者。年踰上壽。不倦爲學。領彼國王之命。來貢珍於大明。舟抵鄞江之澚。館寓於驛。予嘗過焉。見其法容潔修。律行堅鞏。坐一室。左右經書。鉛朱自陶。皆楚楚可觀愛。非清然乎。與之辨空則出所謂預修諸殿院之文。論教異同。以竝吾聖人。遂性閑情安。不譁以肆。非淨然乎。且來得名山水而遊。賢士大夫而從。靡曼之色。不接于目。淫哇之聲。不入于耳。而奇邪之行。不作于身。故其心日益清。志日益清。偶不期離而自異。塵不待澆而已絕矣。茲有歸思。吾國與之文字以交者。若太宰公及諸縉紳輩。皆文儒之擇也。咸惜其去。各爲詩章。以艷飭迥躅。固非貸而濫者。吾安得不序。

皇明正徳八年。才在癸酉五月既望餘姚王守仁。

○隣交徵書

五月寧波を發し歸朝せり。

桂悟等は歸朝の途上大内氏に抑留せられ正徳新勘合を奪はれたりとの説をなすものあるも恐くは然らず、反對者の説なるべし。大内義興は永正五年舊將軍を奉じて、京都に復せし以來、引續き京都にありて管領代となれり。されば途中に抑留せずとも自然其の手に歸する筈なり。而るに細川氏側は大内氏に悪事を負はしめんとして、途中に抑留せしとの事を言ひ觸らしたるものと思はる。義植も大内に擁立せられし人なれば遣明の事は無論大内任せなり。大内、勘合を私せしに非ず。勘合は自然大内の自由になりしものならん。

第二十四節 宗設、謙道、瑞佐、

宋素卿等の遣明

大内氏は、先年細川氏の宋素卿を明に遣はし其の對明經營を妨げしを以て、永正十三年（正徳十一年）四月之を幕府に訴へ從來の如く日明貿易の權利は大内氏の獨占たるべきことを請ひて、左の教書を幕府より得たり。

渡唐船事。代々存知之處。近年相違之旨。證文之條被成御内書畢。早任先例。永可有執沙汰之由所被仰下也。仍執達如件。

永正十三年四月十九日

近江守

上野介

大内左京大夫殿

○伊勢家書載史學雜誌
栢原氏論文より採録

次で復た細川氏が第四號船を渡航せしめんとするをきき、更に其の不可を抗議せり。

然れども此の抗議功を奏せず、永正十七年細川氏は吉川出雲守を種子島に下らしめて、渡航船の造船を種子島忠時に頼み、忠時之に應せしかば、翌大永元年十一月細川高國は、謝辭を忠時に送れり。

大永三年（嘉靖二年）春大内氏は、宗設謙道等

をして正徳勘合及び方物を携へ、三艘に乗船西海より渡明せしめ。○皇明實錄、天下郡國利病書、續善隣國寶記、義晴遺明表 細川氏は、

瑞佐、宋素卿等百餘名をして、弘治勘合を携へ一艘を管し南海より渡明せしめたり。○天下郡國利病書、明史日本傳

細川船は閏三月十七日、薩摩の山川港を出帆し寧波に向へり。○南聘紀考、史學雜誌、栢原氏論文より採録

今次は大内船、細川船に先じて四月二十七日細川船は數日後寧波港に入り○天下郡國利病書 互に、

正使僞使を争へり。竟に瑞佐、宋素等は、寧波市舶太監頼恩を買收し、貨物の點檢を終へ更に宴席に於て、瑞佐等は上座を占めしかば宋設等大いに怒り瑞佐を殺して、其の船を焚き素卿を追ふて、紹興に至る。素卿僅に他所に竄匿して免るを得たり。

宗設等は素卿を失ひ、寧波に還り過る所を焚掠し指揮袁璫等を繫へ、都指揮劉錦等を海上に殺して逃れ去れり。明國は、此の事件のため素卿及び宗設の與黨を獄に下し、素卿に死罪を宣す。幾も

なくして素卿獄に死す。

日本國夷人宗設謙道齋方物來貢。已而瑞佐宋素卿等後至。俱泊浙之寧波。互爭真僞。佐被設等殺死。素卿竄慈谿。放火大掠。殺虜指揮劉錦袁璫。蹂躪寧紹間。遂奪船出海去。巡按御史以聞。得旨切責巡視守巡等官。先事不能豫防。臨事不能擒勦。姑奪俸。令鎮巡官。即督所屬。調兵追捕。並移失事情罪。以聞。其入貢當否事。宜下禮部議報。○皇明實錄嘉靖二年六月甲寅の條

禮部覆日本夷人宋素卿來朝。勘合乃孝廟時所降。其武廟時勘合。稱爲宗設奪去。恐其言未可信。不宜容其入朝。但二夷相殺。負起宗設。而宋素卿被殺其衆。雖素卿以華從夷。事在幼年。而長知効順。已蒙武宗宥免。母容再問。惟令鎮巡官省諭宋素卿。回國移咨國王。令其查明勘合自行究治。待當貢之年。奏請莫處。既而給事中張紳御史熊蘭等言。各夷懷奸仇殺。事于犯順。

乞明正其罪。上命繫宋素卿及宗設夷黨於獄。待
報論決。仍令鎮巡官詳鞠各夷情僞。以聞。

○皇明實錄嘉靖二
年六月丁卯の條

嘉靖二年四月。夷船三隻。譯稱西海道大內誼
興國遣使宗設謙道入貢。越數日。夷船一隻。使
人百餘。復稱南海道細川高國遣使瑞佐宋素卿入
貢。導至寧波江下。時市舶太監賴恩私素卿重賄。

坐之宗設之上。且貢船後至。先與盤查。遂致兩夷
讎殺。毒流塵市。宗設之黨追遂素卿。直抵紹興城
下。不及。還至餘姚。遂繫寧波衛指揮袁璉。越
關而遁。時備倭都指揮劉錦追賊。戰沒於海。

○天下郡國利病書

此の如く大事となれるにも拘らず吾國には、殆
ど何等の記述なき有様なるに明國には此争亂のた
め寧波市舶司を廢するに至れり。

給事中夏言上言。倭患起於市舶。遂罷之。初
太祖時。雖絶日本。而三市舶司不廢。市舶故設

足利時代の日明交通 (宮島)

太倉黃渡。尋以近京師。改設福建浙江廣東。七
年罷。未幾。復設。蓋以遷有無之貨。省戍守之
費。禁海賈。抑姦商。使利權在上也。自市舶內
臣出。稍稍苦之。然所當罷者。市舶內臣。非市
舶也。至是因言奏。悉罷之。市舶罷而利權在下。
奸豪外交內調。海上無寧日。

○明史記事本末
嘉靖二年の條

細川右京大夫高國使宋素卿赴大明國。大內左
京大夫義興以宗設爲使者。兼道先素卿到寧波府。
爭先後。素卿賂於府吏而先謁。依此爭論。而罷
市舶。

○京都將軍家譜
大永三年の條

時に琉球使臣鄭繩使して明に在り。其の歸るに
當り、明國は之に托して先きに捕へられし袁璉及
び海濱の掠民を還し并に宗設を捕へて送らんこと
を我國に請はしめたり。

○明史日本傳

大永七年(嘉靖六年)八月將軍義晴は琉球國使
臣蔡瀚を介して、明國に國書を送り大永三年の亂
に投獄せられし妙賀、宋素卿等を放還し并に嘉靖

(三七)

一三七

新勘合及び金印の贈與を請求せり。
其の國書次の如し。

日本國王源義晴大明一統。歌文王德於周詩。
萬歲三呼。徵武帝壽於漢史。論其封疆。則隔中
華者。幾千萬里。仰其光賁。則耀扶桑之六十餘
州。寢明寢昌。有典有則。共惟大明皇帝陛下。
綽々餘裕。巍々成功。文物之盛。莫過于今。昭
道之與。何愧于古。自西自東。自南自北。孰不
貢包茅矣。繫日繫月。繫時吾惟畏簡書耳。庶修
隣好式沐天恩茲自琉球國。遠傳勅書。寬宥之敦。
不忘側陋。感戴々々。謹表以聞。臣源誠惶誠恐。
頓首謹言。

嘉靖六年丁亥八月 日

日本國王源義晴

別副

近年吾國遣僧瑞佐西堂宋素卿等。齋弘治勘合
而進貢。又聞西人宗設等。竊持正德勘合。號進

貢船。蓋了庵悟西堂東歸之時。弊邑多虞于戈梗
路。以故正德勘合不達東都。吾即用弘治勘合。
謹修職貢。未可怠也。如勅諭旨。宗設等爲僞。
不言可知矣。大內多々良氏義興幕下臣神代源太
郎爲其元惡。故就誅戮。彼所虜而來大邦之人。
前年既發船以還之。中流遇風。船不克進。尙滯
西鄙。近日當還焉。大邦所留妙賀素卿其餘生而
存者。不論多少。以仁見恕。幸甚々々。然則先
合妙賀等到琉球。而可歸吾國。前代所賜金印。
頃因兵亂。失其所在。故用花判而爲信。琉球僧
所知也。伏希尊察。妙賀素卿歸國之時。賜新勘合
并金印。則永以爲寶。聖德及遠。不可諉焉。吾
當方物件々隨例進貢。妙賀輩而兩三人命管領道
永以遣書矣。

咨禮部

嘉靖六年丁亥秋八月 日

日本國王源義晴咨

○幻集文集

嘉靖九年（享祿三年）琉球使臣蔡瀚者道經日本。其王源義晴附表言。向因本國多事。于戈梗道。正德勘合不達東都。以故素卿捧弘治勘合行。乞貸遣。望并賜新勘合金印。修貢如常。禮官驗其文無印篆。言倭謫詐難信。宜勅琉球王。傳諭仍遵前命。

○明史日本傳

第二十五節 僧碩鼎周良等の遣明

遣明使船の往來は前將軍の大内氏に附與せられたる特權なるにも拘らず、細川氏の之を争ふよりして、大事を惹起するに至るを以て、享祿三年（嘉靖九年）大内氏は、之を幕府に訴へ再び文明十四年の誓約を確保すべき將軍の教書を得たり。是時細川氏衰へて、復た抗爭の力無く以後遂に大内氏の獨擅に任せたり。

渡唐船事。近年有名無實之條。任先例可被相

足利時代の日明交通（宮島）

調之條。言上之旨被聞召畢。速可被致其沙汰之由所被仰下也。仍執達如件。

享祿三年三月九日

沙彌

能登守

大内左京大夫殿

○室町殿内書案史學雜誌
栢原氏論文より採録

是に於て、天文六年四月大内氏は種子島に於て渡明船の準備を終へ、日向國安國寺の僧謙道を起し再び副使たらしめんことを島津氏に依囑せり。

日州安國寺英乘首座（謙道）事。先年池永船爲居座渡唐候之條。來春又種子島渡唐船爲役者。御乗船候者可然。就其御出世公帖事被進調候趣。對座元直被申候。無餘儀渡唐之様。被加御意見候者。肝要之由。得其心可申之旨。委曲傳芳院可令申候。恐々謹言。

卯月十日

興重（杉三河守）

島津豊後守殿御宿所（忠朝）

○島津文書、史學雜誌
栢原氏論文より採録

（一五）

一三九

之に對し鳥津忠朝は同年八月。返事を杉興重に與へたり。

去卯月十日御芳書。今月九日到來。具令披見候。抑至安國寺英乘首座建仁寺御公帖被付下候。面目之至。於拙者忝畏入候。仍先年爲池永船役者渡唐候以其筋目。種子島に乗船之儀承候。歸朝以來氣力相盡候趣連々被申居候。重而渡唐難量候歟。定而直御返事被申候哉。可然様御取成所希候。恐々謹言。

八月

忠朝

杉三河守御返報

右の返報の示す如く辭意を洩せしため、副使は天龍寺の周良（策彦）に命せられ兼て、定められたる博多新篁院碩鼎を正使として、大内氏は天文八年（嘉靖十八年）兩僧をして、三艘を管し其獨占經營の下に渡明し、嘉靖勘合を請求せしめたり。

○天下郡國利病書
策彦初渡集

兩僧等は四月十九日五島を出帆し寧波に向ひ、五月二十二日寧波に着岸せり。

○策彦初渡集、史學雜誌
栢原氏論文より採録

日本國王源義晴復遣使來貢。先是嘉靖二年。日本使臣宗設等入貢。比歸肆掠虜中國吏臣以去。自此絕不通貢者十有七年。至是復修貢。浙鎮巡官以聞。上曰。夷性多譎。不可輕信。所在巡按御史督同三司官。嚴加譯審。果係効順。如例起送。仍嚴禁所在居民。無私與交通。以滋禍亂。餘如所擬。

○皇明實錄嘉靖十八年
七月癸卯の條

碩鼎周良等は翌年（嘉靖十九年）三月北京に着き明主世宗に謁し方物を贈り、嘉靖勘合の頒附、素卿等及び原留貢物を還へさんことを請求せしが禮部、兵部、刑部、都察院等は商議して、現に日本國に存留する弘治勘合及び底簿と正德勘合及び底簿の悉く返還せられざる限り嘉靖勘合を與へざることに議を決し、嘉靖勘合は竟に頒附せられず、且貨物の件も許されず唯貢期十年船三隻乘

員百人の規定のみを反覆するのみ。

天文八年。將軍求大明國勘合。不從。

○京都將軍家譜

十七年五月。夷船三隻。使僧碩鼎周良來貢。

求還前所遺貨。法司諭以事已經亂。貨應入官。

且無從索之。良等沮不能言。朝廷復申十年一貢

之例。責令送還正德以前勘合。更給新者。遵照

入貢。

○天下郡國利病書

日本國王源義晴。差正副使碩鼎等來朝。貢馬

及獻方物。宴賚如例。又加賜國王王妃使臣方物。

各給以價。初日本自嘉靖二年。用宋素卿宗設等

事。絕其朝貢。至是復請通貨。因乞給賜嘉靖新

勘合。及歸素卿等并原貨物。言官論其不可。上

命禮部。會兵刑二部都察院會議。以聞覆言。夷

情譎詐難信。勘合令將舊給繳完。始易以新。素

卿等罪惡深重。貨物已經入官。俱不宜許。以復

貢期定以十年。夷使不過百名。貢船不過三隻。

違者阻回。督遣使者歸國。仍飭沿海備倭衙門。

嚴爲之備。詔從之。

○皇明實錄嘉靖十九年三月丙戌の條

之によりて、碩鼎等は意を失せしも恰も周良生

誕日に相當する四月二日に嘉靖勘合の内報を得我

使臣等は悦べりといふ。

(日九)

有可賜新勘合之内報。蓋今乃予生誕之辰也。

○策彦初渡集

然れども其の後禮部より、頒附せざるを以て、

同月二十一日使臣等は左の文を禮部に送りて、大

永三年貿易給價の未濟支拂を請求すると共に嘉靖

勘合の頒附を督促せり。

(上略) 伏希。感吾王修貢之誠。憫使臣遠來之

勞。詳轉達愚訟於天聰。復舊貨物。領新勘合。

則弗勝感戴之至。(下略)

嘉靖十九年四月 日 日本國正使 碩鼎

副使 周良

○策彦初渡集

然れども明廷給せず、碩鼎等も亦其の後意を絶

ちて、嘉靖勘合の頒附を請求せず、五月九日北京

を辭し九月寧波に着し天文十年（嘉靖二十年）五

月二十日寧波港を出帆し、六月二十六日、五島に

歸着し山口に滞留すること半歳にして、十一年正

月京に歸り、幕府に復命し明國々書及び明廷より

幕府に贈れる金紗金襴以下の物を將軍に奉れり。

○策彦初渡集

二月一日。壬子天晴。唐船歸朝。大内殿御進

物目錄別帑在之。貴殿御出仕。御披露。

○蜷川親俊日記、史學雜誌
栢原氏論文より採録

二月十二日。今度就渡唐船歸朝。錦一疋。羅

一疋。爲上意朝倉彈正左衛門入道方へ被下遣

之。就渡唐船歸朝。到來之間。錦一疋。（赤紋四

季花）羅一疋。（紺紋雲織金。胸背麒麟。）紗一

疋。（萌黃。紋雲織金。胸背麒麟。）遣之候。猶晴

光可申候也。

二月十一日

朝倉彈正左衛門殿へ

○大館日記、史學雜誌
栢原氏論文より採録

之により朝廷より幕府への贈與は猶ほ舊例に變

らざりしことを知るべし。

第二十六節 僧周良、釣雲等の遣明

碩鼎等歸京未幾ならざるに天文十三年（嘉靖二

十三年）四月。僧壽光等百五十人入明の事あり。

然れども何人の之を遣はせしやを知らず。既に遣

明期のに非ず、又表文無かりし故に明朝も亦之を

却けたりといふ。此の事唯明人之を傳へて、我國

に所傳なし。

二十三年四月。使僧釋壽光等百五十人來貢。

驗無表文。且以非期却之。

○天下郡國利病書

二十三年七月。復來貢。未及期。且無表文。

部臣謂不當納。却之。其人利互市。留海濱不去。

巡按御史高節請治海文武將吏罪。嚴禁奸豪交通。得旨允行。而內地諸奸利其交易。多爲之囊橐。終不能盡絕。

○明史日本傳

日本國先於嘉靖十八年入貢。二十年回國。至是夷使釋壽光等復來稱貢。禮部言。日本例十年一貢。未及期。且無表文。并正使。難以憑信。宜照例阻回。其方物收候作下次貢儀。移文本國知會。詔如例阻回。方物仍令本夷帶還。各該所司省發起程。

○皇明實錄嘉靖二十三年八月戊辰の條

天文十六年（嘉靖二十六年）二月二十二日。將軍義晴は天龍寺僧周良、近江國慈眼院僧釣雲等をして、四艘の遣明船五百餘人を管し山口を出發せしめたり。五月二十日五島を出帆し、六月一日、定海に入りしかども、貢期より早きこと、數年なりしを以て、寧波上陸を許されず。已むを得ず定海巖山に於て半年餘を過し、特に許されて、翌年（嘉靖二十七年）三月十日始めて寧波港に入り、十

七日上陸して、嘉賓堂に入れり。

○天下郡國利病書驛程錄策彥再渡集

日本國王源義晴遣使周良等求貢。故事倭夷十年一貢。船不過三。人不過百。良等以四船六百人。先期而至。欲泊待明春貢期。守臣阻之。以風爲解。至是疏聞上日。倭夷不守貢期。又挾帶人舡越數。三司巡海等官不遵例阻回。乃容潛住港外。引起事端。且往年宗設之叛。尙未正法。其令新巡撓官。亟爲處分。及宋卿卿曾決否。一併查奏。

○皇明實錄嘉靖廿六年十一月丁酉の條

巡視浙福右付都御史朱純奏。二十七年三月。日本使周良等至寧波賓館。

○皇明實錄嘉靖廿八年三月壬申の條

策彥上人几再至。十年前余已知其人。比以貢不及期。留海上歲餘。霜露之霑濡。波濤之震撼。豺虎之出入。鯨鯢之起伏。蓋備嘗之。必致其命而不敢歸也。今年秋得旨許貢。乃適鄞焉。

○隣交徵書所收、豐存叔の謙齋（周良）記

當時齎し行きし貨物及び、乘組員は驛程録によ

れば次の如し。

一號舡太刀數一萬二千九百五十四把。

銅子十二萬斤 自進太刀二百九十把。

官員十五人。從商人百十二人。水夫五十八人。

二號舡附搭太刀五千八百七十五把。紅銅九萬斤。

自進百六十把。官員五人。從商九十五人。水夫

四十人。

三號舡太刀五千三百二十三把。紅銅八萬八千五

百斤。自進二百六十把。官員六人。從商九十人。

水夫三十五人。都合三艘四百五十六人。都合太

刀數二萬四千八百六十二把。同銅廿九萬八千五

百斤。

猶貢期に先つこと一年なるを以て、周良等は、

悠悠諸所に杖を曳き、翌年（嘉靖二十八年）四月

を以て北京に着せり。驛を過ること、七十其の里

數四千五百七十五里（日本里數凡七百六十二里半）

なり。

周良乃ち弘治勘合殘餘九十二道の内十五道と底

簿一扇及び正德勘合の殘餘九十四道の内四十道と

底簿一扇を以て、禮部に還納し因て、嘉靖勘合を

請求せしも許されざりき。

日本國王源義晴差正使周良等朝貢方物。賜宴

賚有差。以白金錦幣報賜其王及妃。初日本入貢。

率以十年爲期。載在會典。嘉靖二年。宋素卿宗

設爭貢相仇殺。因閉不與。十八年復求來貢。納

之。因與約以後入貢舟無過三艘。夷使無過百人。

送五十人京師。至是良等不及貢期。以六百人來。

凡駕四艘。部議非正額者。皆罷遣之。而浙江巡撫

朱紈力陳不使狀。禮部欲賞其百人如例。非正額

者皆罷勿賞。良因自陳貢舟高大。勢須五百人。

中國商舶入夷中。往往藏匿海島爲寇。故增一艘

者。護貢舟也。非敢故違明例。禮部不得已請百

人之外各量加賞稿百人之制。彼國勢難遵行。請

相其貢舟斟酌之。又日本故有弘治正德入貢時勘合。幾二百道。夷使前入貢時。奏乞嘉靖勘合。朝廷令以故勘合納還。始予新者。至是良等持弘治勘合十五道言。其餘七十五道。爲宋素卿子宋一所盜。捕之不得。正德勘合。留五十道爲信。

以待新者。而四十道來還。禮部覈其簿籍脫落。故勘合多未繳。請勿予新者。令異時入貢持所留正德勘合四十道。但存十道爲信。始以新者予之。而宋一所盜七十五力道。責令捕索以獻。報可。

○皇明實錄嘉靖廿八年六月己亥の條

然れども周良其の人は詩才に長せるを以て、世宗の詩筵に侍し賦詩唱和し祥雲の錦を與へらるゝを得て大いに面目を施せりといふ。

○隣交徵書所收、林懋和の贈日本使釋周良等越還國有序

かくて周良等は同年八月九日北京を辭し、翌年

(嘉靖二十九年)歸國せり。

○策彦再渡集史學雜誌栢原氏論文より採録

其の後天文二十年に至り、大内義隆、陶晴賢に

殺され、さしも旺盛なりし日明交通も自然に消滅して、英雄割據の時代となり、足利氏も亦尋で滅びて、元龜天正となり、遂に豊臣秀吉の征韓となりて全く明朝と絶縁するに至れり。

「参考書目」

皇明實錄。明史。明史紀事本末。天下郡國利病書。隣交徵書。蔭涼軒日録。後鑑。續善隣國寶記。策彦入唐記。下行價銀帳。驛程録。京都將軍家譜。幻雲文集。臥雲日件録。海外交通史話。史學雜誌第三十一編「栢原昌三氏、日明勘合の組織と使行」同書第二十五編、二十六編、同氏日明勘合貿易に於ける細川大内二氏の抗爭。

宮 島 貞 亮